

平成28年度第2回南関町農業委員会会議録

平成28年4月11日(月)
午後1時30分開会
南関町役場第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
3番 釘 崎 眞貴子 君
4番 矢 野 房 幸 君
5. 議 事
第3号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第4号議案 農地利用集積計画の承認について
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 松 村 公 正 君	副会長 竹 島 久 利 君
1番 松 本 泰 典 君	2番 荒 木 勝 治 君
3番 釘 崎 眞 貴 子 君	4番 矢 野 房 幸 君
5番 原 靖 君	7番 荒 木 茂 君
8番 田 崎 芳 憲 君	9番 北 原 照 代 君

四、欠席委員は次のとおりである。(1名)

6番 山 本 精 武 君

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 寺 本 藤 雄 君
書 記 上 田 賢 君

平成28年度第2回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

1. 開会

○副会長（竹島 久利君） 起立。時間がまいりましたので、ただいまから平成28年度の第2回の農業委員会総会を開会します。礼。

○事務局長（寺本 藤雄君） 本日は、6番、山本委員より葬式があつていまして、葬式が終了後、参加されると思いますけれども、多分この総会には間に合わないと思います。よろしくお願ひします。

本日の出席委員、11名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（寺本 藤雄君） それでは、農業委員憲章朗読を1番、松本委員さん、よろしくお願ひいたします。

○1番（松本 泰典君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願ひいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（松村 公正君） こんにちは。

今日はどうぞご苦労様でございます。今日はですね、小学校・中学校が入学式ということで、春たけなわでございます。タケノコのほうもですね、裏作ということでございましたが、今になりますと、かなり出てきたようでございます。また、これから先は農作業がかなり忙しくなるかと思いますが、頑張ってお願ひいたします。

今年度から農業委員会法が改正されて、ご存じと思いますが、先日、ちょっと農業新聞の中に、農業委員会の最大の使命は、農地を守る、農地の有効利用を促進することであるということで、今度は最適化推進委員ということで、ますます有用されるかと思いますが、これから、担い手さんに、農地の利用集積についてですね、これまで以上に頑張ってくださいということでございます。

そのために、徹底した地域の話し合いによる農地中間管理機構などを活用した農地の利用集積の推進、担い手の確保と経営の合理化に向けた支援、地域住民の声を

政策に反映させる活動、地域の実態と活動のPRの強化、4点を計画的にですね、頑張ってくださいということでございますので、私たち南関町の農業委員会も、その方向について頑張っていきたいと思っております。

また、先日、会長・事務局長の荒玉地区の会議がございまして、出席しましたところ、南関町と玉東町はですね、この新法令の適用です。あとのところは、また任期期間中ということで、改正の度に聞き合うということで、期待しているけんねというので、責任重大だと言いますか、精一杯頑張っていきたいと思っておりますので、皆様方の一致ご協力、よろしく願いいたします。

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、議長は会長が務めることになっております。以後の議事の進行は杢村会長にお願いいたします。

町農業委員会会議規則第8条第2項では、「発言しようとする時は議長の許可を受けなければならない」となっております。また、携帯電話につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（杢村 公正君） 会長が議長ということでございますので、しばらく議長の座を務めさせていただきたいと思っております。

それでは、まず、議事録署名人の指名をいたします。今回は議事録署名人として、3番、釘崎委員、4番、矢野委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（杢村 公正君） それでは、議案審議に入りたいと思っております。

第3号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

今回の許可申請は、2番、荒木委員を譲受人とする案件が含まれておりますので、南関町農業委員会規則第10条2案の3条の制限に該当するため、申請番号504番を先に審議の上、許可の可否の判断を行い、その後、荒木委員を一旦退席していただきまして、審議をいただくことにいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） 事務局より説明を申し上げます。

1番、3号議案、ナンバー1、受付日、平成28年3月23日、申請番号504。

譲渡人、譲受人、土地の所在等については議案書のとおりです。これに関しましては、売買による所有権の移転となっております。

以上、説明を終わります。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

第3号議案は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請2件でございます。ただいまの関連の説明がございましたが、現地調査に出向されました委員より補足説明をお願いいたします。

10番、竹島委員。

○10番（竹島 久利君） はい、10番委員の竹島でございます。

1号議案について、4月6日に、平川推進委員と事務局と私とで、現地調査をいたしました。現地は、申請人の住宅の隣でございまして、現在は荒れております。許可が下りれば野菜でもつくりたいということで、荒廃地解消にはなると思っています。ほかに、何ら問題ないと思っておりますので、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

事務局、委員の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。ありませんか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたしたいと思っております。

第3号議案のうち、申請番号504号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第3号議案の申請番号504号は原案のとおり決定いたします。

申請番号505番、2番委員、荒木委員に関する審議を行いますので、荒木委員は暫時退席をお願いしたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） 事務局より説明をいたします。

3号議案の2番から4番、一つの申請になります。申請受付日、平成28年3月24日、申請番号505号。譲渡人、譲受人、土地の所在等については議案書のとおりです。これに関しましても、売買による所有権の移転となります。

以上、説明を終わります。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

現地調査に出向されました委員の説明をお願いいたします。

1番、松本委員。

○1番（松本 泰典君） はい、1番、松本です。

先週の8日に、事務局の上田さん、地元の推進委員の西山さんと3人で、現地に行っていました。図面で見ますと、〇〇〇と〇〇〇はですね、2筆になってますが、現地は1筆になっています。それと、〇〇〇ですか、ここは現在、多分、自己保全か何かで管理されていると思います。ここには道路がないそうです。しかし、放棄地にはなっておりません。現在、管理されておる方は、今回の買われる方じゃなくて、違う人が小作をされておられるということです。今年までは、その方が管理をされるということで、そのあとはまた元に戻るという形になるんじゃないかと、いうみたいな話です。

以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

事務局、委員からの説明が終わりました。ここで質問をお受けしたいと思います。何かございませんでしょうか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決に入りたいと思います。

第3号議案、ナンバー505号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第3号議案のナンバー505号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第4号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） 事務局より説明を申し上げます。

農地利用集積計画、1番から18番までが同一の申請になっております。

申請の種類、貸渡人、借受人、土地の所在等については、議案書のとおりです。今回の1番から18番に関しては、利用権設定の再設定になっておりまして、期間は5年間になっております。また、貸渡人と借受人に関しては、親子の関係になっております。

続きまして、19番も同様に使用貸借権の設定になっております。貸渡人、借受人、土地の所在等については資料のとおりで、期間は10年間、新規になっております。

20番から24番に関しては、借受人は同一になっております。土地の所在等については資料のとおりになっております。期間はそれぞれ10年間で、使用貸借で

す。

以上、説明を終わります。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

第4号議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画4件でございます。

事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。ありませんか。

○9番（北原 照代君） 20番と24番の、譲受人は熊本県農業公社、これは使用貸借ですか。

○事務局（上田 賢君） はい、使用貸借ということでした。確認しましたら、農地保有合理化事業と以前言っていたのと同じような形で、一旦、こちらの譲受人のほうに借り受けて、そのあと、借りたいという所にも使用貸借で貸すというふうなお話になっていました。

○9番（北原 照代君） 中間に入るわけですね。

○事務局（上田 賢君） はい、中間に入るといことです。

○9番（北原 照代君） はい、分かりました。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんでしょうか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決に入りたいと思います。

第4号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、第4号議案は原案のとおり承認されました。

-----○-----

6. その他

○議長（松村 公正君） それでは、その他のほうについて、事務局より説明をお願いいたします。

（雑談あり）

○会長（松村 公正君） それでは、お諮りいたします。本日の議決事件等の字句の整理を、議長に一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○会長（松村 公正君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆様方には、慎重審議いただきましてありがとうございました。これを持ちまして議長の席を下りさせていただきます。どうもありがとうございました。

(お疲れさまでしたの声)

-----○-----

7. 閉 会

○事務局長（寺本 藤雄君） それでは、閉会を副会長お願いいたします。

○副会長（竹島 久利君） 起立。これもちまして第2回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----○-----

閉会 午後1時51分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人